資料５―７

骨子案

入所・地域生活支援専門部会担当分野

分野（大分類）	施策の方向性（中分類）	現状・課題及び取組みの方向性	数値目標
７　障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実 発達障害、高次脳機能障害、強度行動障害のある人など、地域の支援施設・機関では通常の対応が難しい障害について、支援の拡充を図るとともに、より地域に密着した支援ができるよう、民間での専門的・広域的な支援拠点機関の普及促進や、そのための機関・人材育成などの具体的な仕組みづくりを進めます。 通所による施設サービスだけでは支援が困難な障害のある人に対しては、親の会、当事者サポート団体などと連携した支援などを進めます。ひきこもり本人や家族等に対しては、相談支援等により、ひきこもり本人の自立を推進し、本人及び家族等の福祉の増進を図ります。 また、特に本人や家族の負担が大きい重度の心身に障害のある人に対しては、市町村が実施する負担軽減のための医療費助成について、引き続き補助を行います。 矯正施設から出所する障害のある人が、出所後ただちに必要な福祉サービスを受けられるように支援を行います。	**（１）地域の支援施設等のみでは支援が困難な障害に対する支援の推進**	（１） **【Ⅰ現状・課題】** 高次脳機能障害については、県内３か所に支援拠点機関を置き、相談支援を行っている。発達障害については、発達障害者支援センターによる研修を実施し地域における人材育成と相談支援体制の構築に努める。 **【Ⅱ取組みの方向性】** 引き続き高次脳機能障害に関する支援体制と地域のネットワーク構築強化を図る。発達障害に関する研修を実施するとともに相談支援機関のバックアップと関係機関の連携を図る。	（１）（２） ①発達障害者支援地域協議会の開催回数見込福 ②発達障害者支援センターによる相談件数見込福・五 ③発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーの関係機関への助言件数見込福 ④発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数見込福 ⑤発達障害者支援センター運営事業実施見込箇所数、実利用見込者数福 ⑥高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業に係る実施見込箇所数及び実利用見込者数福 ⑦発達障害者支援センター研修等受講者数五 ⑧高次脳機能拠点機関数五 ⑨高次脳機障害相談件数五
	（２）通所サービスだけでは支援が困難な障害に対する支援の推進	（２） **【Ⅰ現状・課題】** 身近な地域において重症心身障害者等が利用できる場の確保を図った。 **【Ⅱ取組みの方向性】** 引き続き重症心身障害者等が利用できる場の確保を進める。	
	（３）障害のある子どもの在宅支援機能の強化	（３） **【Ⅰ現状・課題】** 障害児等療育支援事業を活用し、相談支援体制の充実及び在宅障害児等や家族の福祉の向上を図る必要がある。 **【Ⅱ取組みの方向性】** 引き続き療育等支援事業を実施する。	（３）（４） ⑩重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に１箇所以上確保する。福 ⑪医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置福 ⑫障害児等療育支援事業実施見込箇所数福 ⑬短期入所事業者数五
	（４）重度・重複障害者等の負担軽減の推進	（４） **【Ⅰ現状・課題】** 平成２７年８月から重度心身障害者（児）医療費助成制度の現物給付化を実施した。 **【Ⅱ取組みの方向性】** 引続き、制度の円滑な運用に努める。	
	（５）重度・重複障害のある人等の地域生活移行の推進	（５） **【Ⅰ現状・課題】** 強度行動障害のある方の支援に関する研修、重症心身障害のある人への支援の充実や医療的ケアが必要な障害のある人が在宅で医療や福祉サービスが受けられるための人材育成が必要。 **【Ⅱ取組みの方向性】** 強度行動障害のある方の支援に関する研修、訪問看護師の育成研修を行う。	

	（６）ひきこもりに対するアウトリーチ型支援の推進	**（６）** **【Ⅰ現状・課題】** 電話相談からアウトリーチへの移行や早期介入などについて、関係機関との連携を図っていく必要がある。 **【Ⅱ取組みの方向性】** 具体的な取組み方法について関係機関と協議し、適切な支援を行う体制づくりに取組む。	**（６）** ⑩アウトリーチチーム設置見込者数福 ⑪ひきこもりサポーター養成者数五 ⑫ひきこもり地域支援センターの相談見込件数五 ⑬ライトハウスちばの相談件数（ひきこもりに関するものに限る。）五 ⑭アウトリーチ型の訪問件数五
	（７）矯正施設からの出所者に対する支援の推進	**（７）** **【Ⅰ現状・課題】** 刑務所等の矯正施設から出所する障害のある人の社会復帰を支援する必要がある。 **【取組みの方向性】** 千葉県地域生活定着支援センターにおいて、千葉保護観察所等関係機関と連携し、矯正施設から出所する障害のある人が出所後ただちに必要な福祉サービスを受けられるよう、支援を行う。	

※総…千葉県総合計画（案）　福…障害福祉計画基本指針（地域生活支援事業含）
基…障害者基本計画（案）　五…第五次千葉県障害者計画